

予約制あいのりタクシー運賃改正

【概要】

予約制あいのりタクシーの運賃は、行政区ごとの設定で行き先により細分化されている。

さらに、令和5年10月より特例エリア(バス停から500m以内及び70歳以上乗車可能エリア)を設置したことで、乗車可能な行政区が増え、複雑で分かりにくい運賃体系となっている。

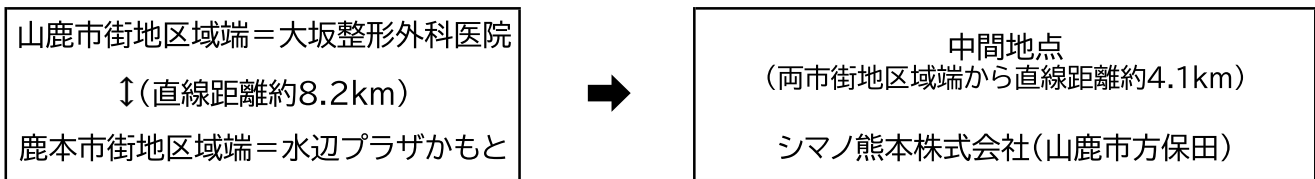
そのため、前回(令和5年10月1日)の運賃改正から2年が経過するとともに、令和6年4月1日一般タクシー運賃も値上げされていることから、令和8年10月よりあいのりタクシー運賃を同じ地区(旧小学校区)内での統一運賃として設定し、公正公平で分かりやすい運賃体系とする。

【考え方】

- ・複雑な運賃体系を分かりやすく整理すること
- ・利用者の大きな負担とならないよう配慮すること

【改正内容】

- ①山鹿・鹿本市街地区域の運賃を統一
- ②行政区ごとの運賃設定を旧小学校区単位に変更
- ③運賃区分を300～700円の5段階から300円・500円・700円の3段階に変更
- ④鹿央キンカン号の地域指定乗降場の運賃を統一
- ⑤運賃は地区内小学校(廃校の場合、跡地)から山鹿・鹿本市街地の中心であるシマノ熊本(株)までの一般タクシー運賃により区分



一般タクシー運賃	700円～2,000円	2,100円～3,500円	3,600円～
あいのりタクシー運賃	300円	500円	700円

【意見聴取の結果】

今回の運賃改正に伴い、道路運送法第9条第4項及び第5項に基づき、住民や利用者その他関係者に対し、運賃を定めるための意見募集を行った。

- 募集期間 令和8年4月22日(水)から令和8年5月15日(金)まで
- 募集方法 市ホームページにて公開し、郵送、メールまたは持参による
- 意見書提出数 提出なし

新旧運賃対照表

【割引規定】※全地区共通

- 小学生、身障者手帳(1種)・療育手帳所持者及びその介護人、身障者手帳(2種)所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は半額
- 乳幼児は、保護者同伴に限り無料(路線バス割引規定に準じる)

■山鹿地域 チヨマト号

【 現行 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	山鹿地域	山鹿	鹿本
【平小城地区】 堂ヶ原、双板の一部、内野 ●双板集落センター ※特例エリア: 双板の一部、笹原 【三岳地区】 白坂、中小坂、下小坂	300円	500円	600円
【平小城地区】 前川内、堂ノ原 ※特例エリア: 湯山、央		400円	500円
【三五地区】 蒲生、山鹿福原		400円	300円
【八幡地区】 名塚、下吉田、宮苑、村熊入、熊入下の一部、熊入上、杉、日輪台 ※特例エリア: 熊入下の一部、石5、石6 【平小城地区】 城1の一部、大原 ●城公民館 ※特例エリア: 城1の一部、城2、保柳、小群、城ヶ原 【三岳地区】 今寺、仲間、下宮、中津留、小鳥町、寺島、津留団地 【三五地区】 湧尾、堀内深倉、犬塚、今田、上吉田		300円	400円
【山鹿地区】 栗林の一部 【三五地区】 霊仙、八ノ峰、山鹿五郎丸、久原団地 【大道地区】 鹿校通4丁目の一部 ※特例エリア: 日置の一部、方保田の一部、白石十三部2の一部、古閑の一部、中1の一部、日の出の一部	300円	300円	



【 改正(案) 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	山鹿地域	山鹿	鹿本
【平小城地区】 堂ヶ原、双板の一部、前川内、堂ノ原、内野、城1の一部、大原 ●双板集落センター ●城公民館 ※特例エリア: 双板の一部、笹原、湯山、城1の一部、城2、保柳、小群、央、城ヶ原 【三岳地区】 白坂、中小坂、下小坂、今寺、仲間、下宮、中津留、小鳥町、寺島、津留団地	300円	500円	
【山鹿地区】 栗林の一部 【八幡地区】 名塚、下吉田、宮苑、村熊入、熊入下の一部、熊入上、杉、日輪台 ※特例エリア: 熊入下の一部、石5、石6 【三五地区】 蒲生、山鹿福原、霊仙、八ノ峰、湧尾、山鹿五郎丸、堀内深倉、犬塚、今田、上吉田、久原団地 【大道地区】 鹿校通4丁目の一部 ※特例エリア: 日置の一部、方保田の一部、白石十三部2の一部、古閑の一部、中1の一部、日の出の一部		300円	

■鹿北地域 たけんこ号

【 現行 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	鹿北地域	山鹿	鹿本
【岳間地区】 小川内、後川内、市木、下村、南松尾、須屋、星原、荒平、田中、原、本多久、金原、入道、茂田井 【岩野地区】 麻生、皆瀬、高井川、東栗瀬、西栗瀬、陣内、宮迫、柿原、鹿北福原、弁天、尾谷、下中、上中、竹の谷、男岳、袖の木谷、中津川、底野、三楠、田淵、柏ノ木、東野 【広見地区】 浦方、桑原、枝川内、堂原、中間	300円	700円	
【広見地区】 迫、才野、幸ヶ丘、細永、川原谷、釘の花、山下		600円	700円



【 改正(案) 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	鹿北地域	山鹿	鹿本
【岳間校区】 小川内、後川内、市木、下村、南松尾、須屋、星原、荒平、田中、原、本多久、金原、入道、茂田井 【岩野地区】 麻生、皆瀬、高井川、東栗瀬、西栗瀬、陣内、宮迫、柿原、鹿北福原、弁天、尾谷、下中、上中、竹の谷、男岳、袖の木谷、中津川、底野、三楠、田淵、柏ノ木、東野 【広見地区】 浦方、桑原、枝川内、迫、才野、幸ヶ丘、細永、川原谷、釘の花、山下、堂原、中間	300円	700円	

新旧運賃対照表

■ 菊鹿地域 あんず号

【 現行 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	菊鹿地域	山鹿	鹿本
【内田地区】 1区、2区、3区、4区、7区、9区	300円	700円	600円
【内田地区】 5区、6区、8区 【六郷地区】 下組、上組、菊鹿五郎丸 【城北地区】 道場の一部、大林の一部、永山、酒造野、阿佐古 ※特例エリア:道場の一部、大林の一部		600円	500円
【六郷地区】 日渡、日渡団地、下永野1、下永野2、太田、川原、長谷川、長谷、みどり団地 【城北地区】 米原の一部、池田、宮原 ※特例エリア:米原の一部、立徳、横枕		500円	400円
【六郷地区】 川西、島田、山の井 【城北地区】 上本分の一部、黒蛭 ※特例エリア:上本分の一部、下本分、木山 【稲田地区】 津袋の一部、庄の一部、石測の一部 ※特例エリア:高橋の一部、津袋の一部、庄の一部、石測の一部		400円	300円
【稲田地区】 小嶋の一部 ※特例エリア:下高橋の一部、小嶋の一部 【中富地区】 下梶屋、中富、川北、川南 ※特例エリア:梶屋の一部		300円	
【大道地区】 藤井1、藤井2の一部 ●藤井公民館 ※特例エリア:藤井2の一部 【来民地区】 辺田目の一部、御宇田 ●辺田目公民館 ※特例エリア:辺田目・裏方・笹本の一部、今古閑・良福寺の一部、新屋敷の一部、上中町の一部、来民中町の一部、下中町の一部、来民下町の一部、大正町、南古閑、原部の一部、坂東の一部、駅通の一部		300円	



【 改正(案) 】

利用対象地域	地域指定乗降場	市街地指定乗降場	
	菊鹿地域	山鹿	鹿本
【内田地区】 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区	300円		700円
【六郷地区】 川西、島田、山の井、日渡、日渡団地、下永野1、下永野2、下組、上組、菊鹿五郎丸、川原、長谷川、長谷、みどり団地 【城北地区】 上本分の一部、黒蛭、米原の一部、道場の一部、大林の一部、池田、永山、酒造野、宮原、阿佐古 ※特例エリア:上本分の一部、下本分、米原の一部、木山、立徳、横枕、道場の一部、大林の一部			500円
【来民地区】 辺田目の一部、御宇田 ●辺田目公民館 ※特例エリア:辺田目・裏方・笹本の一部、今古閑・良福寺の一部、新屋敷の一部、上中町の一部、来民中町の一部、下中町の一部、来民下町の一部、大正町、南古閑、原部の一部、坂東の一部、駅通の一部 【稲田地区】 津袋の一部、庄の一部、石測の一部、小嶋の一部 ※特例エリア:高橋の一部、津袋の一部、庄の一部、石測の一部、下高橋の一部、小嶋の一部 【中富地区】 下梶屋、中富、川北、川南 ※特例エリア:梶屋の一部 【大道地区】 藤井1、藤井2の一部 ●藤井公民館 ※特例エリア:藤井2の一部			300円

新旧運賃対照表

■鹿央地域 キンカン号

【 現行 】

利用対象地域	地域指定乗降場			市街地指定乗降場		
	鹿央地域内	米田	宮原	山鹿	鹿本	植木
【千田地区】 水原、元広、上広、下原	300円	400円		500円		600円
【千田地区】 上久野、久野、宮、下千田、上千田、持松東、持松西		300円		400円		
【米野岳地区】 郷原の一部 ●郷原公民館 ※特例エリア：上岩原、岩原、春間、郷原の一部		300円		400円		500円
【米野岳地区】 米野の一部 ●米野公民館 ※特例エリア：米野の一部、堂米野、下米野、一里木団地		400円		500円		
【米野岳地区】 岩倉		500円	600円	500円		
【山内地区】 霜野、仁王堂の一部、北谷の一部、梅木谷の一部、大浦の一部、中浦の一部 ●中浦集落センター ●大浦公民館 ●山内地区多目的研修集会施設 ●北谷公民館 ※特例エリア：姫井、北谷の一部、梅木谷の一部、大浦の一部、中浦の一部、姫井団地	500円	600円	600円			
【川辺地区】 麻生野、椿井 【米田地区】 坂田の一部 ※特例エリア：坂田の一部	300円			400円	500円	
【川辺地区】 鍋田1、鍋田2、田園中村、八幡林、六枝梅迫、上保多田、桑の迫、下保多田、西牧、鍋田団地 【米田地区】 小原の一部、志々岐16の一部 ※特例エリア：小原の一部、橋場、志々岐14、志々岐15、志々岐16の一部				300円	400円	
【米田地区】 長坂、上ノ丁、中ノ丁の一部 ※特例エリア：本村、内曲、中ノ丁の一部 【中富地区】 分田、小柳 ※特例エリア：中分田、下分田 【千田地区】 ※特例エリア：奥永				300円	300円	



【 改正(案) 】

利用対象地域	地域指定乗降場			市街地指定乗降場		
	鹿央地域内	米田	宮原	山鹿	鹿本	植木
【千田地区】 上久野、久野、宮、下千田、上千田、水原、元広、上広、下原、持松東、持松西 ※特例エリア：奥永	300円					500円
【米野岳地区】 米野の一部、郷原の一部、岩倉 ●米野公民館 ●郷原公民館 ※特例エリア：米野の一部、堂米野、下米野、上岩原、岩原、春間、郷原の一部、一里木団地						500円
【山内地区】 霜野、仁王堂の一部、北谷の一部、梅木谷の一部、大浦の一部、中浦の一部 ●中浦集落センター ●大浦公民館 ●山内地区多目的研修集会施設 ●北谷公民館 ※特例エリア：姫井、北谷の一部、梅木谷の一部、大浦の一部、中浦の一部、姫井団地						700円
【川辺地区】 鍋田1、鍋田2、田園中村、八幡林、六枝梅迫、上保多田、桑の迫、下保多田、麻生野、椿井、西牧、鍋田団地						500円
【米田地区】 坂田の一部、小原の一部、長坂、上ノ丁、中ノ丁の一部、志々岐16の一部 ※特例エリア：坂田の一部、小原の一部、本村、内曲、中ノ丁の一部、橋場、志々岐14、志々岐15、志々岐16の一部						300円
【中富地区】 分田、小柳 ※特例エリア：中分田、下分田						